トランプ関税が日本やカナダに与える影響

2025年9月20日

国際貿易投資研究所（ITI）
高橋俊樹

1

表明・実行したトランプ関税政策と根拠法

- 世界一律10～20％の関税賦課を表明（根拠法；国際緊急経済権限法（IEEPA）、1974年通商法122条）
- 中国からの輸入品に対して60％の関税賦課を表明（1974年通商法301条、1930年関税法338条）
- メキシコから輸入される中国車に100％～200％の関税賦課を表明（1962年通商拡大法232条）
- 移民・麻薬の流入を理由にカナダ・メキシコに25％関税、中国に20％の関税を賦課（国際緊急経済権限法（IEEPA）；2019年に移民流入で検討）
- 鉄鋼・アルミへの25％の関税賦課を賦課（1962年通商拡大法232条）
- 自動車・同部品への25％の関税賦課（通商拡大法232条）
- 外国が米国製品に高い関税を課す場合、米国も同等の関税を課すことができる相互関税を発動（国際緊急経済権限法（IEEPA））

2

トランプ関税関連の米国通商法等の概要

- 国際緊急経済権限法（IEEPA）：

大統領は国家安全保障、外交政策や経済に重大な脅威があるとして、緊急事態を宣言した場合、大統領権限を行使できる、前身の対敵通商法(TWEA)は1971年8月のニクソンショック時の10％課徴金の課税に適用

- 1930年関税法338条：

大統領が、特定国が米国に不利益をもたらす差別待遇を採用していると認定した場合、当該国からの輸入に最大50％の追加関税を賦課できる

- 1974年通商法301条：最大25％対中追加関税に適用(調査12か月以内)

貿易相手国の不公正な貿易・通商慣行に対する措置の権限を米国通商代表部(USTR)に与え、大統領が制裁措置を発動

- 1962年通商拡大法232条：鉄鋼・アルミ、自動車等(調査270日以内)

商務長官がある輸入製品による国家安全保障上の脅威の有無を調査し、当該輸入製品が米国の国家安全保障に脅威を与えると判断した場合、大統領は輸入調整措置を取ることができる

- 1974年通商法122条：

巨額かつ重大な国際収支赤字に対処するため、大統領はいつでも、従価で15％を超えない範囲の輸入課徴金あるいは輸入割当などの規制措置を150日間を限度に賦課できる⇒全世界からの輸入に適用可能

3

国際緊急経済権限法（IEEPA）は違法か

- 米国の国際貿易裁判所（CIT）は25年5月28日、トランプ政権が課した国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく追加関税は違法と判断
- トランプ政権は直ちに連邦巡回区控訴裁判所に上訴⇒控訴裁は翌29日、同控訴裁が検討する間、CITが下した判断を一時的に停止することを命じた
- 米国の連邦巡回区控訴裁判所は8月29日、IEEPAに基づく追加関税措置を違法と判断
- これにより、IEEPA外見かどうかの判断は、最高裁までもつれ込むことになり、追加関税措置は当面継続することになった
- 最高裁で意見の判断が下されれば、相互関税や移民・麻薬流入に対する中国、カナダ、メキシコへの追加関税の根拠が失われ、米国の関税収入は減少する可能性がある
- ただし、トランプ大統領はIEEPAの代わりに、他の米国通商関連法に切り替えることが予想される

4

2025年におけるトランプ関税政策(9月4日時点)

	移民・麻薬	鉄鋼・アルミ	自動車・同部品	相互関税	1962年通商拡大法232条調査分野などの動き
根拠法	国際緊急経済権限法（IEEPA）	1962年通商拡大法232条	1962年通商拡大法232条	国際緊急経済権限法（IEEPA）	1962年通商拡大法232条
発動内容	中国への追加関税は2月4日と3月4日に10%ずつ計20%発動：カナダ・メキシコへの25%の追加関税は3月4日に発動：7月10日、カナダへの追加関税を8月1日から35%に引き上げることを発表：7月31日、メキシコへの追加関税の30%への引き上げは、90日間延期で合意	3月12日に鉄鋼とアルミへの25%の関税賦課を発動：6月4日に鉄鋼・アルミの追加関税を50%に引き上げた	4月3日に輸入車に25%の追加関税を発動：5月3日に主要自動車部品の輸入に25%の追加関税を発動：7月23日の日米合意においては、自動車関税については、現行の25%を12.5%に引き下げることで合意、MFN税率2.5%と合わせて、米国に輸出する日本の自動車・同部品には15%の関税を賦課：7月27日米EU合意、7月30日には米韓合意が行われ、自動車関税率と相互関税率を15%とするなどの内容で合意：9月4日、トランプ大統領が大統領令に署名し自動車を含む日米合意に関する内容を公表	4月5日から10%のベースライン関税を賦課：4月9日から日本(24%)を含む57 の国・地域ごとに異なる「相互関税」を賦課：4月10日から相互関税を90日間一時停止、中国へは145%の追加関税を賦課：5月12日には中国への相互関税の125%を当初の34%に戻し、上乗せ部分の24%を90日間停止(8月12日まで)することに合意：7月2日、ベトナムからの輸入には20%、第三国からの積み替え品には40%の関税を賦課：7月9日、ブラジルに50%の追加関税の賦課を表明：7月31日には、約70か国・地域に対し4月発表の相互関税率を修正する大統領令を公表、日本やEU及び韓国には8月7日から15%の相互関税率を適用	2月25日に銅や銅関連製品、 3月1日に木材・木製品、4月14日に半導体・医薬品、 4月15日に重要鉱物、4月22日に中型・大型トラック、5月1日に航空機・ジェットエンジンに1962年通商拡大法232条調査を指示：7月8日、銅や銅関連製品の輸入に50%の追加関税、医薬品・医薬品原料にも1年超の猶予期間を設けたうえで200%の追加関税の賦課を表明：7月28日発表の米EU合意に関するファクトシートでは、医薬品と半導体の追加関税は15%と明記：7月30日、銅に8月1日から 50%の追加関税を発動すると発表

（資料）各種資料を基に作成。

5

米英間で貿易協定に合意

- トランプ大統領は2025年5月8日、米英は歴史的な貿易協定に合意したことを発表
- 米国は英国からの自動車の輸入に対して10万台の輸入枠を設け、枠内の関税を27.5%から10%に引き下げる:これは関税割当の一種と考えられる
- 英国政府によれば、トランプ大統領が賦課した鉄鋼とアルミニウムに対する関税は撤廃される
- ホワイトハウスのファクトシートによれば、この貿易協定により、米国の英国市場へのアクセスが大幅に拡大し、米国の農家、牧場主、生産者に50億ドルの新たな輸出機会が生まれる
- 例えば、エタノールの輸出が7億ドル以上、牛肉などの他の農産物が2.5億ドルも拡大

6

ベトナム、インドネシア、フィリピンと合意

- トランプ大統領は7月2日、ベトナムとの合意を表明：ベトナムからの輸入への相互関税を46%から20%へ引き下げる、第三国からの積み替え品には40%の関税を賦課、米国からベトナムへの輸出品への関税は無税
- トランプ大統領は7月15日、インドネシアとの合意を発表：インドネシアは米国のエネルギー製品150億ドル、農産物45億ドル、ボーイング機50機の購入を約束、米国産品の約99%に対する関税を撤廃：米国は相互関税率を32%から19%に引き下げる
- トランプ大統領は7月22日、フィリピンと合意：フィリピンは米国産品に対する関税をゼロにする一方、米国はフィリピンに20%から19%へ相互関税を切り下げる

7

日本時間の7月23日、日米が合意

- 米国が輸入する日本の自動車の関税率は、既存税率であるMFN税率の2.5%と追加関税率の12.5%を足し上げた15%⇒実施時期は明言されなかった
- 日本からの輸入品に対する「相互関税」を25%から15%に引き下げる：相互関税率は既存の関税率（MFN税率）が15%以上の品目にはかからないが、15%未満の品目については15%が上限⇒7月31日の大統領令では明記されなかった
- 半導体やエネルギーインフラ、医薬品、造船、AI/量子など戦略分野への日本企業の対米投資の促進に5500億ドル（約80兆円）の出資・融資などの枠を設ける
- 米国のファクトシートでは、日本は米国車の安全確認手続きの簡素化、ボーイング社の航空機の100機購入、LNG等の安定的な購入、米防衛装備品の年間数十億ドルの追加購入に合意
- バイオエタノール、大豆、トウモロコシ及び肥料等の米農産品の購入拡大：ミニマムアクセス米(関税はゼロ)は年77万トンの総量を維持、この枠内で米国からの調達を拡大(75%)

8

日米合意や対米投資に関する大統領令と覚書に署名

- トランプ大統領は9月4日、日米合意に関する大統領令に署名
- 懸案であった日米間の食い違いが解消され、日本側の主張を盛り込んだ15%の相互関税と自動車関税の合意が文書化
- 自動車関税の27.5%から15%への引き下げは9月16日、相互関税の15%引き下げは8月7日に遡って実施
- 7月23日の日本側発表の日米合意において、半導体や医薬品、AI/量子などの9つの戦略分野への日本企業の対米投資の促進に80兆円の出資・融資などの枠を設けた
- 赤澤経済再生担当大臣とラトニック商務長官は9月4日、対米投資に関する覚書に署名
- 経済安全保障上の利益を促進する分野として、AIや量子コンピューティングなどを含む日本側の発表に近い戦略分野を列挙
- 対米投資に関する覚書は、日米両国間の行政上の理解であり、法的拘束力のある権利・義務を生じさせず、相互の書面同意でいつでも修正可能

9

日米の投資利益配分は日米半々から日本1対米国9へ

- 対米投資に関する覚書によれば、米国は各投資に関連して特別目的事業体(SPV)を設立し、投資から生じる利用可能なキャッシュフローは、みなし配分額に等しく分配されるまで日米で50%ずつ、その後は日本10%、米国90%でSPVから分配
- これは、ある意味では、投資の一定段階までの日本の利益確保に配慮していると言えるものの、全体的には米国側の利益分配を重視するスキーム
- このスキームが、赤澤経済再生担当大臣が示唆するように、出資の場合のみに適用されるかどうかは明文化されていない
- 覚書では、日米が指名した者からなる委員会での協議後、ラトニック商務長官を議長とする投資委員会が推薦した案件から米大統領が投資先を選定
- 対米投資は2029年1月19日まで遂行されること、日本は資金を提供しないことを選択できるが、決定する前に米国と協議すること、また米国が関税を引き上げることが可能であることを規定

10

米EUは7月27日、貿易交渉での合意を発表

- 米国が輸入するEUの自動車の関税率は15%
- 一方、トランプ大統領はEUの米国製品への関税は0%と発表
- 米国はEUからの輸入品に対する「相互関税」を25%から15%に引き下げる
- EUは追加で6,000億ドル超の対米投資を実施
- フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長は、3年に分けて2,500億ドルずつ米国からのエネルギーを購入すると表明
- 50%の鉄鋼・アルミの追加関税は現状維持
- EU側は半導体や医薬品の追加関税率は15%と主張する一方で、トランプ大統領は医薬品は合意の対象にならないと発言
- フォン・デア・ライエン委員長は航空機や半導体製造装置などの戦略物資については、互いに関税を0%とする取極めを交わしたことに言及

11

移民・麻薬でカナダ・メキシコ・中国への関税賦課

- 対中追加関税は25年2月4日と3月4日に10%ずつ発動
- カナダ・メキシコへの25%の追加関税は、2月4日から1か月延期し3月4日に発動：カナダからの天然ガス・石油やカリウムなどの重要鉱物には10%の追加関税を賦課
- カナダ財務省は3月4日、2回に分けた(300億Cドル、1,250億Cドル相当) 対抗措置を発表したが、第2弾は延期された
- カナダ政府は4月3日、米国から輸入する自動車に対する25%の追加関税の賦課を発表
- オンタリオ州のダグ・フォード首相は、オンタリオ酒類専売公社（LCBO）の店舗での米国製アルコール製品の撤去を指示：米国3州への電力輸出の停止やニッケル輸出の停止などを協議する予定だと発言
- カナダは6月30日から徴収を予定していたデジタルサービス税(DST)を撤回、同時にカナダのカーニー首相とトランプ大統領は7月21日までの合意を目指した貿易協議の再開で一致
- トランプ大統領は7月10日、カナダに8月1日から35%の追加関税賦課を表明
- トランプ大統領は7月31日、メキシコへの追加関税の30%引き上げの90日間延期に合意

12

移民・麻薬・自動車・同部品への軽減措置

- USMCA(or CUSMA)で北米産と認定されたカナダ・メキシコ産品の輸入に対し、3月7日から追加関税の適用対象から除外
- USMCAの北米原産要件を満たす自動車については、「非米国産部品の価格に対してのみ25%の追加関税を賦課」
- USMCAの要件を満たす自動車部品は、「非米国産部品の価格に対して追加関税を課すためのプロセスが確立されたと商務長官が官報で発表するまで」追加関税の適用を免除
- カナダ・メキシコ産乗用車・自動車部品がUSMCAの要件を満たさない場合、追加関税は232条(自動車・同部品)の25%

13

カナダ・メキシコを相互関税措置から除外

- 鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品、銅、医薬品、半導体、中型・大型トラックなどの分野は相互関税から除外
- カナダとメキシコは、移民・麻薬の流入問題で25%の追加関税を課せられているため、相互関税措置から除外された
- カナダ・メキシコへの移民問題での25%関税措置が終了の場合、北米産と認められない製品には12%の相互関税を適用(USMCA原産要件を満たす製品には引き続き適用されない)
- 4月11日夜、米税関・国境取締局(CBP)が通達を出し、スマホ、パソコン、半導体製造装置、SSD(サーバーの記憶装置)、ダイオードなどを相互関税から除外することを公表
- ラトニック商務長官は4月13日、スマホ等への相互関税の除外発表から一転し、半導体の枠組みで関税を賦課する旨を示唆

14

2025年におけるトランプ関税政策(7月23日時点)

	分野別品目(自動車、鉄鋼、半導体等)の追加関税額	相互関税額	トランプ関税総額	トランプ関税総額の2024年対米輸出額比・GDP比、生産年齢人口当たりトランプ関税総額
自動車追加関税率・相互関税率：15%	2兆3,381億円	1兆8,542億円	4兆1,923億円	・対米輸出額比：19.7% ・GDP比：0.7% ・生産年齢人口当たりトランプ関税総額：5.7万円
自動車追加関税率・相互関税率：25%	3兆2,453億円	3兆904億円	6兆3,357億円	・対米輸出額比：29.8% ・GDP比：1.0% ・生産年齢人口当たりトランプ関税総額：8.6万円
自動車追加関税率・相互関税率：25%-15%	9,072億円	1兆2,362億円	2兆1,434億円	・対米輸出額比：10.1% ・GDP比：0.3% ・生産年齢人口当たりトランプ関税総額：2.9万円

(資料) 財務省貿易統計、米国関税率表、及び各種資料を基に作成。

15

変化する米国とカナダとの関係

- 米国戦略国際問題研究所（CSIS）は2025年8月、26年8月の USMCA の見直しに関する報告書を発表
- 自動車の域内原産割合（RVC、現在75%）の引き上げや米国原産材料の最低含有基準の設定など原産地規則の強化、中国を念頭においた対内投資審査メカニズムの創設など対中政策の3カ国間での連携、が焦点
- メキシコ競争力研究所（IMCO）は7月8日、発効から7月1日で5年が経過したUSMCAによる域内貿易への影響をまとめたレポートを発表
- 2026年7月までに予定されているUSMCAの共同見直しで予想される論点は、①自動車産業の原産地規則の厳格化、②「事業所特定の迅速な労働問題対応メカニズム（RRM）」など、労働関連規制の強化、③カナダによる乳製品への関税割当など、農業分野での輸入規制の緩和、④中国企業による域内への投資に対する規制設置
- 米国のシンクタンク、ピュー・リサーチ・センターは25年7月24日、カナダ人の対米認識に関する調査結果を発表
- カナダ人の米国への好感度は34%。2022年（バイデン政権時）の63%から急速に悪化し、2020年の35%(第1次トランプ政権時）とほぼ同じ
- 「好ましくない」とする割合は64%で、2022年（34%）から急上昇

16

日本のトランプ関税への対応

- 日本のトランプ関税への対応のポイントは、以下の通り
- 米国がEUや中国・韓国及びカナダ・メキシコなどに賦課する追加関税率や相互関税率と同等かそれを上回らないこと
- 円安を上手く活用：25年9月の円は21年当時と比べて25%の円安水準；自動車関税や相互関税が15%とすれば、日本の対米輸出の際の関税率は19.7%
- 対米輸出価格の引き上げの回避のため、改めてイノベーションや生産性の向上を図る
- アフリカや湾岸諸国及びメルコスール加盟国などとのFTAの活用や新たなFTAの締結を進める
- 自動車関税率や相互関税率に関する日米合意は、日米のどちらで生産するかという判断に迷う水準：カナダやメキシコで生産し対米輸出をするかの判断も含め、自社のトランプ対策チームによる徹底的なシミュレーションが不可欠

17

日本企業の対米投資戦略

- 対米投資資金の活用で日本側の利益が全体の収益の1割をある程度は凌駕する可能性があるとすれば、投資プロジェクトや日本事業者の選択も米国主導で行われるかもしれないが、日本企業がプロジェクトへの参加を検討するという選択肢もあり得る
- 日本企業は対米投資資金の活用で当面は十分な利益を得られなくとも、グローバル事業の拡大や米国市場の確保及び先進的技術の獲得のために対米進出するという選択もあり得る。いわゆる、市場重視型あるいは技術獲得重視型の投資戦略で、短期的には米国市場での高いマーケットシェア獲得に重きを置くやり方も選択肢の一つ
- 日本企業が高収益を優先する投資戦略を重視している場合や、内需型で対米投資での利益獲得の見通しが立たず米国市場確保という投資戦略を採りにくい場合は、対米投資資金を活用した対米投資よりも、米国以外の他の海外市場や日本の国内市場をターゲット
- トランプ関税を起因とする対米輸出減に対応するためだけでなく、近年の日本企業の対米投資の順調な拡大を堅持するため、投資分野が限定される対米投資資金に頼るだけでなく、「対米投資専門家の派遣」などのプログラムを新設し、「中小・中堅企業」の対米投資の促進を支援

18